

野木町協働のまちづくり支援事業補助金  
応募要項



令和7年4月

野木町

## ■野木町協働のまちづくり支援事業補助金とは

この補助金は、町民活動を行う団体等が多様な発想に基づき、自主的・自発的に行う公共的・公益的活動に対し、町が事業費の一部を補助することにより、町民と協働のまちづくりを推進することを目的とします。

補助金を活用することにより、新事業の実施など地域の課題解決に向けた新たな協働の取り組みを支援していきます。

補助対象事業は公募方式により募集し、厳正な審査を経て決定します。

### 1. 補助対象団体の要件

次の各号のすべての要件に該当する団体が申し込むことができます。

- (1) 非営利かつ地域コミュニティの活性化やすみよいまちづくりに貢献し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。）
- (2) 町内に活動拠点を持ち、かつ連絡責任者を確保できること。
- (3) 構成員5人以上の団体であって、構成員に半数の町民（町内に居住し、勤務し、又は通学する者）を含むこと。（代表者が成人者であれば中学・高校生でも対象とします。）
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 会則又は規約を有する団体であること。

### 2. 補助対象となる事業等

以下の全てに該当する事業が対象となります。

- (1) 地域課題解決を目的とし、柔軟な発想と創意工夫を活かした事業
- (2) 本町の魅力あるまちづくりに貢献する事業
- (3) 補助事業終了後においても、継続実施が期待できる事業

### 3. 補助対象とならない事業等

- (1) 団体の会員のみを対象とした事業や、特定の町民しか参加できない事業
- (2) すでに町及び国・県からの補助金、又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けている事業と同一の事業（フォローアップ事業を除く。）
- (3) 補助金の総額が2万円未満の事業
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき

### 4. 補助対象事業の実施期間

補助金交付決定の日から令和8年3月31日の間に実施される事業が対象となります。

## 5. 補助対象経費

(1) 補助の対象となる経費は、事業実施に直接的に必要で、かつ、社会通念上、補助の対象にふさわしい金銭での支出とし、おおむね次のとおりとします。

費目	内容
報償費	外部講師・専門家等への謝金・謝礼
旅費	外部講師・専門家等に係る交通費
備品購入費	事業実施に必要な備品
消耗品費	事業実施に必要な資料、周知等の用紙代、材料代等（単価1万円以下）及びユニホーム代
食糧費	外部講師・専門家等に係る経費、事業を実施するために必要不可欠と認められる材料代
印刷製本費	事業実施に必要な資料、活動報告書、パンフレット等のコピー若しくは印刷又は写真の現像、プリント代等
燃料費	事業実施に必要な油類等
通信運搬費	切手、はがき、小包等の料金等
保険料	事業実施に必要な行事保険等（構成員が加入するボランティア保険を除く）
手数料	振込み手数料、クリーニング代等
使用料・賃借料	会場使用料、音響機器使用料その他機器のレンタル料
原材料費	事業実施に必要な資材等（碎石、材木、レンガ、ブロック等）の購入費
その他	町長が特に必要と認めたもの (対象経費の判定については、個別に経費の内容を審査する。)

※1 備品購入費及びユニホーム代については、購入代金の50%以内を対象とする。ただし、その上限は交付決定額の50%以内とする。

※2 役員等の謝金は、対象外とする。

※3 飲食及び親睦に要する経費は対象外とする。

※4 事務所経費の家賃、光熱水費、毎月の電話代は、対象外とする。

## 6. 補助率と補助金の額

### 【通常事業】

1年目 補助対象経費の10分の9以内 限度額 10万円以内（千円未満切捨て）

2年目 補助対象経費の10分の7以内 限度額 10万円以内（同上）

3年目 補助対象経費の10分の5以内 限度額 10万円以内（同上）

### 【フォローアップ事業】

1年目 補助対象経費の10分の5以内 限度額 2万円以内（千円未満切捨て）

2年目 補助対象経費の10分の5以内 限度額 2万円以内（同上）

### 【チャレンジ事業】

補助対象経費の10分の10以内 限度額 3万円以内（千円未満切捨て）

※補助金の額は、1事業につき2万円以上です。

※補助金申請は、1団体につき1事業かつ1回を限度とします。

※通常事業、フォローアップ事業については、審査委員会より継続補助事業と認められた場合、2年目以降の補助金申請ができます。

※町の予算の範囲内での支出となります。

## 7. 募集期間・応募書類提出先

下記「8. 応募に必要な書類」を揃え、次の期間中に提出先へ持参又はメールでご提出ください。

- ①【募集期間】 令和7年4月1日（火）から4月8日（火）まで（期限厳守）
- ②【受付時間】 ※持参の場合 9：00～12：00、13：00～17：00  
（時間厳守、土・日を除く）
- ③【提出先】 野木町町民生活部 生活環境課 人権・協働推進係（役場本館1階）

## 8. 応募に必要な書類

- ①野木町協働のまちづくり支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）
- ④申請団体概要書（別紙3）
- ⑤直近の収支決算書又は予算書（任意様式）
- ⑥会員名簿、会則又は規約等（任意様式）

※ なお、審査に際し必要がある場合には、書類等の追加をお願いすることがあります。

※ 応募書類は、町生活環境課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

※ 事業収支予算書(別紙2)に記載の無い支出が発生する場合は、あらかじめ役場担当までご相談ください。

## 9. 審査方法、審査基準及び決定

- (1) 野木町協働のまちづくり支援事業補助金審査委員会が、審査基準に基づき、提出された応募書類により審査します。

### 【令和7年度野木町協働のまちづくり支援事業補助金審査会の日程等】

【日時】 令和7年4月24日（木） 10：00～

※ 審査委員会の審査結果を受け、補助金の交付を決定します。

※公開審査会（プレゼンテーション）は実施いたしません。

※応募書類の内容により審査しますが、応募書類の他に、特に審査員に提示したい書類等がありましたら、別途提出いただくこともできます。

(2) 審査は、次の項目で行います。

**公益性**

- ・ 広く、野木町民に開かれた事業であるか。
- ・ 応募団体の構成員や特定の人を対象となる事業ではないか。
- ・ 地域住民の活性化に寄与する事業であるか。

**事業の目的と効果**

- ・ 事業の目的は明確か。
- ・ 時代の要請や社会状況、町民ニーズなどに即したもののか。
- ・ 事業の実施により想定される効果が期待できるか。

**実現性**

- ・ 業務の遂行体制が整備されているか。
- ・ 事業計画は妥当なものか。(スケジュール、資金計画など)

**期待度**

- ・ 地域の実情及び特性を十分踏まえており、地域社会の課題解決につながるか。
- ・ 発想、着眼点、手法などに町民ならではの先駆性や独創性、工夫があり、今後の展開に期待がもてるか。

**継続性**

- ・ 団体の設立又は初期事業として有効で団体の継続的な事業展開が期待できるか
- ・ 構成員を増やし、団体の継続的な運営が期待できるか。

## 10. 決定通知

---

採択・不採択の決定については、文書により応募団体宛て通知します。

## 11. 補助金の交付について

---

交付決定を受けた団体は、交付決定額の5分の4の額を概算払いで受けることができます。残額については、事業終了後に事業実績報告書を提出し、補助金交付額が確定されたあとに支払われます。

※事業費が概算払いの金額を下回った場合は、差額を返還いただきます。

## 12. 実績報告及び成果報告

---

(1) 事業を実施した後、実績報告書の提出および公開事業報告会(プレゼンテーション)により成果報告をしていただきます。

(2) 補助金交付を受けた団体は、町長が定める日までに、次の書類を提出してください。

- 1 野木町協働のまちづくり支援事業補助金実績報告書(別記様式第5号)
- 2 事業報告書(別紙4)
- 3 収支決算書(別紙5)
- 4 自己評価書(別紙6)

- 5 事業実施に係る記録写真、資料等
- 6 補助対象の経費に係る領収書等の写し

※ 事業実績の確認のため必要がある場合は、他の書類等の追加をお願いすることがあります。

※ 内容を確認し、適当と認めるときは残りの交付金を交付します。

### 【令和6年度採択事業公開報告会（プレゼンテーション）の日程等】

【日時】 令和7年4月24日（木） 9：00～

【場所】 野木町役場新館2階 大会議室

※発表順等詳細については、各団体宛て別途連絡します。

※令和6年度に補助金を実施した団体による発表です。今後の参考にぜひご参加ください。

※どなたでもご覧いただけます。

## 1 3. 情報の公開

- (1) この補助金の申請及び報告に関する書類に関しては、原則すべて公開とします。
- (2) 補助金の交付が決定した団体については、団体名・事業名等を広報のぎ及び町ホームページで公表いたします。

## 1 4. 補助金の返還

次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金を返還していただきます。

- (1) 野木町協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

## 1 5. その他

- (1) 補助金の交付が決定した事業については、事業の実施状況を広報へ掲載できます。掲載を希望する場合は、イベント等の実施前に、広報に掲載する原稿を作成し、持参もしくはメールにて担当までご提出ください。
- (2) 審査のためのプレゼンテーションは省略いたしますが、事業報告については、引き続き公開報告会として開催いたします。

## 1 6. 問い合わせ先・提出先

野木町町民生活部生活環境課 人権・協働推進係

電話 0280-57-4132 / FAX: 0280-57-3945

メール: seikatukankyous@town.nogi.lg.jp

## 活動事例

活動分野	活動目的	活動の具体的事例
文化・芸術	文化財・伝統文化	伝統文化の継承、史跡・遺産の保護、民俗・風俗の復興
	文化芸術活動	上演・展示活動、チャリティ活動、劇団づくり、趣味・資格取得講座、ものづくり活動
安全・安心	交通安全・防犯	交通安全運動、防犯・悪徳商法対策、危険個所対策
	消防・防災	火災予防運動、防災啓発活動、避難訓練、災害ボランティア
青少年	青少年健全育成	非行・いじめ・不登校対策、あいさつ運動、ボランティア活動、野外体験活動、学校支援活動
福祉	高齢者・障害者	自立支援、社会参加、生きがい対策、介護サービス、巡回・安否確認制度、団塊の世代対策
	子育て支援	育児・子育て支援活動、託児支援、父親・母親教室
健康	健康増進	メタボ対策、成人病予防、スポーツ教室、子どもの体力向上
環境	美化活動	ごみ回収・清掃活動、不法投棄対策、花壇整備
	エコ活動	ごみ減量・リサイクル活動、地球環境問題対策
	自然保護	里山保全、景観保全、植栽活動、
	生活環境	水質浄化、ペットマナー向上、動物愛護
地域活性化	地域振興	地域資源の発掘・活用、都市との交流、国際交流、空き家対策、農家体験
	産業振興	森林保全、耕作放棄地対策、後継者育成、特産品振興、新商品開発、地域資源の活用、空き店舗の活用
	人材育成	地域づくり講習会、指導者育成講座、市民団体・ボランティア団体育成セミナー、NPO法人化推進、
人権	人権啓発	人権啓発、男女共同参画推進、差別解消、学習会活動

上記の表はあくまでも事例です。魅力的な事業をみなさんと企画し、実現してみませんか。